

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 市川市 道路交通部 道路建設課
 工 事 場 所 道路拡幅工事(R8 市道 2007 号外 1 路線)
 市川市稲越 3 丁目 2 5 番地先

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	■1 日の作業時間は原則として 8 時から 17 時までとし、作業時間に対し何らかの条件（道路使用許可等）が付されている場合は、その内容に従うこと。また、やむを得ず上記作業時間以外に作業を行う必要が生じた場合、監督職員と協議の上了解を得ること。 ■施工時の既存道路の交通規制は、原則、片側交互通行とする。 なお、やむを得ず、通行止めとする場合は、監督職員と協議の上、了承を得ること。 ■休工中、車両は相互通行させることとし、片側交互通行での交通開放は行わないこと。 ■土曜日・日曜日および祝日は、原則として作業しないものとする。 ■作業時間帯については、沿道住民、店舗および工事箇所に隣接する駐車場の利用者と十分に調整を図ること。特に、駐車場の出入りに影響を及ぼす作業については、工事概要・工程等の周知を行い利用者から理解が得られるよう努めること。 ■週間工程表を前の週の金曜日午前中までに監督職員に提出すること。工程表には、立会いの有無、現道上の作業の有無も併せて記載すること。提出方法は、紙による直接の提出のほか、FAX、Eメール等の利用も可とする。なお、やむを得ず現道上で休日等に作業を行う場合、週間工程表等（任意様式）を別途提出すること。ただし、現道上ではない休日等の作業については、週間工程表にその理由を付し提出すればよい。 ■本工事と同時に千葉県警察による押しボタン式信号機設置工事が 2 月下旬施工予定である。信号機設置付近の歩道舗装工は信号機設置後に施工すること。
用 地 関 係	■工事着工前に用地境界を確認し、境界標等の保存に努めること。 なお、境界杭を破損、紛失した場合や用地関連で疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。 ■境界標付近の作業が発生する際は、必要に応じて権利者に立会いを依頼する等、境界に関する紛争が生じることのないよう努めること。 ■公共基準点および用地境界標等の既存の杭・鉋等については、受注者の責任において、事前確認を行い、その存在が確認された場合は、施工に伴う移動がないことを実測（施工前・施工後）によ

	り示し、写真等にて管理を行うこと。
公 害 対 策 関 係	■施工期間中における環境保全対策は、以下のとおり、十分に配慮しなくてはならない。 ◇掘削、埋戻し、構造物取壊し等、全ての作業において、慎重且つ丁寧な施工により、騒音、振動、および粉塵等による第三者への影響を最小限に抑制するための工夫を講じること。 ◇コンクリート殻やアスファルト殻等の積込みに際しては、騒音、振動の低減対策を講じること。 ◇現場発生材や資材の仮置きによる粉塵、施工途中の状態（路盤面の露出等）からの粉塵等、路床安定処理時の固化剤散布による粉塵等、工事区域全体から飛散が懸念される粉塵の抑制対策を工夫すること。 ◇工事車両の通行については、第三者の通行の阻害防止および安全確保、並びに周辺への振動、騒音、粉塵、および運搬経路等への土砂・泥土等の飛散防止策を徹底すること。特に、現場からの発生土等の搬出時においては、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。 ◇重機および工事車両の空ぶかし禁止や使用していない機械のこまめなエンジン停止等を徹底すること。
安 全 対 策 関 係	■施工期間中における第三者に対する安全対策は、以下のとおりである。 ◇交通誘導警備員を適切に配置し、歩行者、一般車両等への交通誘導を確実にを行うこと。なお、本工事における交通誘導警備員については、以下を見込んでいる。 ○交通誘導警備員（B）の配置人数として、4人／日（但し、交代要員として1人／日を含む）を見込んでいる。 また、警察との協議の結果又は条件変更等に伴い変更する必要性が生じた場合は別途協議する。 ◇施工中は、歩行者用通路を常時確保すること。 ◇適切な保安施設によって、作業帯、歩行者用通路、車両通行帯の境界を明確に区分するとともに、作業帯内への第三者の立ち入りを防止させる措置を講じること。 ◇工事中であることを運転者に注意喚起するとともに、特に夜間の視認性に十分配慮した安全保安施設等を配置し、交通事故の防止に努めること。 ■周辺小学校（稲越小学校）の児童の安全を確保し施工すること。 また、小学校へ週間工程表を配布し、作業の状況を周知すること。 ■第三者（歩行者、一般車両等）への配慮として、交通規制下においても円滑な通行を確保するとともに、交通規制日数を極力少なくする工事方法、工事手順を十分に検討のうえ、施工すること。 ■日々の作業完了後においては、現場内の整理整頓を徹底し、危険

	物となり得るものを放置しないこと。また、休工中（夜間、休日等）施工箇所に第三者が立ち入らないような措置を講じること。 ■施工箇所を交通開放する際に生じる段差（舗装部の縦断・横断の段差、および側溝や樹蓋部の段差等）に対して、縦横断のすりつけ措置を確実に実施し、歩行者、バイク、自転車の転倒等の事故の防止および、車両の通行に伴う騒音・振動の抑制に万全を期すること。尚、適切なすりつけ勾配を確保して交通開放できるよう、影響範囲の舗装面や側溝の状態等をよく調査し、計画的な施工を行うこと。 ■路床安定処理後、設計強度が発現するまで養生を行うこと。養生期間中は、車両が通行しないよう単管バリケード等で囲うこと。養生期間中生じる路床安定処理部と道路面に生じる段差については、発生土等で段差が生じないようにすること。また、車両は相互通行可能な状態とすること。 ■施工中の段差すりつけについては、車両走行方向に５％、横断方向に１０％以下の勾配とすること。なお、開放時に反対車線との段差（５cm）が生じる場合は、横断方向に５％の勾配ですりつけた状態で交通開放するものとする。 ■交通開放中も含めて、施工範囲内の路面の維持管理を確実に実施すること。
工 事 用 道 路 関 係	■本工事区間のうち、日々の施工箇所を除き、使用しない範囲は既設の単管バリケードにて囲う等、適切に管理すること。
仮 設 備 関 係	■仮設備は、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工すること。 ■施工期間中、本工事区間にある既設の単管バリケードの維持管理は、受注者の責任で行うこと。 ■本工事完了後の安全施設（単管パイプ）は、下記住所の道路安全課用地に置くこと。 場所：市川市高谷 1744 ■工事用水は、受注者が用意すること。 ■工事用電力は、受注者が必要な容量を用意すること。
建 設 副 産 物 関 係	■別紙特記仕様書によるものとする。 ■建設副産物関連の運搬等については、過積載防止に積極的に努め、適切に実施すること。
工 事 支 障 物 件 等	■工事支障物件等の一時的な撤去、または移設が必要となった場合は、監督職員と協議すること。 ■ガス管、水道管等の地下埋設物の占用位置について、現場着工前に各関係企業との事前調整および立会い等により確認を行い、支障となる場合は、必要な措置を講じること。
排 水 工 関 係	■施工期間中に、一時的に既設排水施設の機能が損なわれる状況と

	なる場合は、仮排水路を確保する等、少なくとも既設排水機能を維持させ、水たまり等発生させないように留意すること。
地 盤 改 良 関 係	■路床安定処理工は、以下のとおり想定している。 ○目標設計 CBR : 3% ○改良厚 : 80 cm ○固化材 : 石灰系固化材(発塵抑制型) 添加量 180kg/m²(割増率 20%を含む) ◇施工前に室内配合試験を行い、適切な添加剤の種類、添加量を監督職員と協議すること。また、施工条件等に変更が生じた場合は監督職員と協議すること。 ◇施工後は、所定の強度が発現していることを現場 CBR 試験により、確認すること。 ■路床安定処理工は改良幅が不統一であること等の条件を踏まえ、路床度と固化材を均一に混合し、混合むらが生じないようにすることと、埋設物や近接構造物に影響を与えないことを両立させるよう、計画的に施工すること。また、このことに関し、臨機の対応を想定、準備すること。
そ の 他	■第三者（沿道住民や通行者等）から工事に対する理解と協力を得られるように、施工期間中、第三者とコミュニケーションを図る積極的な取り組みを実施すること。また、工事着工前に工事内容（工程、工事の方法、工事の時間帯、交通規制、騒音・振動・粉塵を伴う作業など）の周知を徹底するとともに、着工後も必要に応じて随時周知と説明を行うこと。 ■施工期間中は、沿道の住居や店舗、駐車場への出入り口を常時確保すること。但し、やむを得ず車両の出入りができなくなる場合は、事前周知を徹底し、了解を得ること。 ■沿道の商業施設前の施工の際は、工事着工前に店側の了解を得ること。また、来店者が集中する時間帯等が予測される場合は、施工日時をできるだけ調整し、営業に配慮すること。 ■長期の現場の休暇期間については、予め監督職員に報告し、期間中にパトロールを行うなど、現場周辺を適切に管理すること。 ■緊急車両の通行においては、生命にかかわる可能性があるため、通行に支障がないようにすること。 ■荒天が予想される場合は、現場内の点検を行うとともに、飛散物や仮囲い等仮設物の倒壊が発生しないよう、適切な対策を講じること。 ■各種構造物設置に伴う余掘り箇所は、埋戻し後の復旧を確実に行うこと。 ■既存道路の日々の交通開放は、車道、歩道共に既存幅員以上を確保させること。 ■歩車道境界ブロックの切り下げ範囲については、改めて沿道住民

	に確認したうえで施工すること。 ■現場発生品（車止め、標識柱）計 1.5t はスクラップ処分として見込んでいる。 ■道路照明灯の管理番号は、道路安全課より取得すること。 ■民地への乗り入れ部の左右の車止めの設置位置は、沿道住民と協議後、監督職員へ報告し、施工すること。 ■埋戻し土に再生砂を使用するため、本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事となることから、事前に試験を実施し、その結果を監督職員に提出するものとする。なお、基準値を超える数値が検出された場合は監督職員と別途協議すること。 ■敷地から出入りする車両の視認性を著しく阻害する場所への長時間の駐車は避けること。 ■表層工を行う際、基層の路線方向の継目とずらして施工すること。 ■表層工は、自然転圧のため、基層工から原則 30 日以上の間を経た後に施工するものとする。なお、基層解放期間中は、常に良好な路面状態を保つよう努めなければならない。 ■発生土を仮置きする場合の仮置き場の手配は受注者の責任にて行うものとする。 また、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」の規制の対象となる「一時的な土石の堆積（土砂等の仮置き場）」を行う場合には、工事着手前に許可申請等を行うこと。 ■施工計画書に記載する主要資材は、原則として、仮設材（指定仮設や施工上重要なものを除く）、燃料などの消耗品を除くすべての資材とする。また、材料確認の対象資材も同様とする。確認する材料の数量、頻度等については、受注後、監督職員と協議するものとする。 ■施工管理における書類の作成方法については、千葉県県土整備部が公開している「土木工事書類作成マニュアル」を参考にすること。ただし、同マニュアルと異なる内容を監督職員に指示された場合は、それに従うこと。 ■本工事と同時に千葉県警察が信号機を設置する予定である。千葉県警察が発注した信号機設置工事業者と情報を共有し、円滑に施工すること。 ■本工事は、「日本中央競馬会競馬場所在市地域貢献寄付金」の対象工事になっていることから、工事期間中はその旨を記載した看板を現場周辺に掲示し、近隣住民及び通過交通への周知を図ること。
--	---

※ 明示されていない施工条件および明示事項が不明確な施工条件等については、監督職員と協議の上、決定するものとする。